

相続時精算課税

#### 【事例 4】相続時精算課税を適用する場合（贈与者 1 人）

私(乙沢花子)は、祖母(乙沢陽子)から宅地(自用地、路線価地域)と上場株式5,000株の贈与を受けました。令和7年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、相続時精算課税<sup>(注)</sup>を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、37ページを参照してください。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」(20ページ参照)の提出が必要となります。本事例では、申告書第一表、第二表に添付して提出します。

令和〇七〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) <span style="float: right;">修正 F D 4 7 3 8</span>																																																																																																																																																																				
提出用 相 続 時 精 算 課 税 分 別	受贈者の氏名		乙沢 花子																																																																																																																																																																	
	次に特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。																																																																																																																																																																			
	□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位:円)																																																																																																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">左の 特定 贈与者 から 取得し た財 産の 明細</th> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="2">細目</th> <th colspan="2">利用区分・銘柄等</th> <th colspan="3">財産を取得した年月日</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所在場所等</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th>財産の価額</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)申告者との統柄・生年月日 <small>○フリガナの添点(「」)や半濁点(「」)は一字とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">土地</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">宅地</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">自用地</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">令和〇七〇年〇七〇月〇三〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">板橋区〇〇△丁目×番</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">25950000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">氏名 <small>フリガナ オツサワ ヨウコ</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">有価証券</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上場株式等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〇〇株式会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">令和〇七〇年一〇月一六〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">△△証券△△支店</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">1450000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">生年月日 <small>統柄の場合は記入します。</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5,000株</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">290</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">5,000株 290 円 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">統柄 <small>父①、母②、祖父③ 祖母④、①~④以外⑤</small></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">令和〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">△明治①、大正②、昭和③、平成④</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>										左の 特定 贈与者 から 取得し た財 産の 明細	種類		細目		利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日			所在場所等						財産の価額			特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)申告者との統柄・生年月日 <small>○フリガナの添点(「」)や半濁点(「」)は一字とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	土地		宅地		自用地		令和〇七〇年〇七〇月〇三〇日			板橋区〇〇△丁目×番						25950000			氏名 <small>フリガナ オツサワ ヨウコ</small>	有価証券		上場株式等		〇〇株式会社		令和〇七〇年一〇月一六〇日			△△証券△△支店						1450000			生年月日 <small>統柄の場合は記入します。</small>	5,000株		290				5,000株 290 円 円												統柄 <small>父①、母②、祖父③ 祖母④、①~④以外⑤</small>							令和〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日												△明治①、大正②、昭和③、平成④																																																										
	左の 特定 贈与者 から 取得し た財 産の 明細	種類		細目		利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日																																																																																																																																																												
		所在場所等						財産の価額																																																																																																																																																												
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)申告者との統柄・生年月日 <small>○フリガナの添点(「」)や半濁点(「」)は一字とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	土地		宅地		自用地		令和〇七〇年〇七〇月〇三〇日																																																																																																																																																												
		板橋区〇〇△丁目×番						25950000																																																																																																																																																												
	氏名 <small>フリガナ オツサワ ヨウコ</small>	有価証券		上場株式等		〇〇株式会社		令和〇七〇年一〇月一六〇日																																																																																																																																																												
		△△証券△△支店						1450000																																																																																																																																																												
生年月日 <small>統柄の場合は記入します。</small>	5,000株		290				5,000株 290 円 円																																																																																																																																																													
統柄 <small>父①、母②、祖父③ 祖母④、①~④以外⑤</small>							令和〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日																																																																																																																																																													
△明治①、大正②、昭和③、平成④																																																																																																																																																																				
財産の価額の合計額(課税価格)																																																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">基礎の控除算</td> <td colspan="9">特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×㉙÷㉗) (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉗)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">特別控除額の計算</td> <td colspan="9">過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">特別控除額の残額 (2,500万円-㉚)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">特別控除額 (㉙の金額と㉛の金額のいづれか低い金額)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉚-㉜)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">税額の計算</td> <td colspan="9">㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉜) [1,000円未満切捨て]</td> </tr> <tr> <td colspan="9">㉜に対する税額 (㉜×20%)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">㉜の差引税額 (㉜-㉝)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況</td> <td colspan="2">提出・申告した年</td> <td colspan="2">提出・申告した年</td> <td colspan="6">受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">署</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 令和 年分</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">署</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 令和 年分</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">署</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 令和 年分</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">署</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 令和 年分</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>										基礎の控除算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1)									相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×㉙÷㉗) (注2)									㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉗)										特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)									特別控除額の残額 (2,500万円-㉚)									特別控除額 (㉙の金額と㉛の金額のいづれか低い金額)									翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉚-㉜)									税額の計算	㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉜) [1,000円未満切捨て]									㉜に対する税額 (㉜×20%)									外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します)									㉜の差引税額 (㉜-㉝)										上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	提出・申告した年		提出・申告した年		受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します)						署		平成 令和 年分								署		平成 令和 年分								署		平成 令和 年分								署		平成 令和 年分							
基礎の控除算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1)																																																																																																																																																																			
	相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×㉙÷㉗) (注2)																																																																																																																																																																			
㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉗)																																																																																																																																																																				
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)																																																																																																																																																																			
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉚)																																																																																																																																																																			
	特別控除額 (㉙の金額と㉛の金額のいづれか低い金額)																																																																																																																																																																			
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉚-㉜)																																																																																																																																																																			
税額の計算	㉙の控除後の課税価格 (㉙-㉜) [1,000円未満切捨て]																																																																																																																																																																			
	㉜に対する税額 (㉜×20%)																																																																																																																																																																			
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します)																																																																																																																																																																			
㉜の差引税額 (㉜-㉝)																																																																																																																																																																				
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	提出・申告した年		提出・申告した年		受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します)																																																																																																																																																															
	署		平成 令和 年分																																																																																																																																																																	
	署		平成 令和 年分																																																																																																																																																																	
	署		平成 令和 年分																																																																																																																																																																	
	署		平成 令和 年分																																																																																																																																																																	
↑上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。																																																																																																																																																																				
(注1) 特定贈与者ごとの第二表の㉙の金額の合計額を記載します。 なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)。																																																																																																																																																																				
(注2) ㉝の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。																																																																																																																																																																				
(注3) 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。																																																																																																																																																																				
* 税務署整理欄	整理番号				名簿		届出番号																																																																																																																																																													
	財産細目コード																																																																																																																																																																			

「住宅取得等  
資金の贈与  
を受けた場  
合の相続時  
精算課税選  
択の特例」  
(42ページ参  
照)の適用を  
受けない場  
合には□に  
レ印を記入  
する必要は  
ありません。

記入漏れが多い箇所でするので注意してください。

卷之三

「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和7年分贈与税の申告書等の様式一覧>25\_相続時精算課税選択届出書（令和6年分以降用）

（令和6年分以降用）

相 繼 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

受贈者（令和8年2月25日）  
板橋税務署長

住所 又は居所	〒xxx-xxxx電話（xxx-xxx-xxxx） 板橋区○○△丁目×番×号
フリガナ	オツザワ ハナコ
氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大昭平) 1年8月28日
個人番号	[REDACTED]
特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和7年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。  
記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウコ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 16年1月10日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法（該当する場合は、□に✓印を記入してください。）

私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。  
（注）贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。

4 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）  
(1) 受贈者の氏名、生年月日  
(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること  
（※）1 租税特別措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。  
2 租税特別措置法第70条の7の5（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。  
（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

税務署欄	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
※	—			□済 □未済		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）
	通信日付印	年月日	（確認者）			

（資5-42-A4統一）（令7.12）  
※欄には記入しないでください。

#### Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与者ごとに作成しなければなりません。

#### 令和7年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和40年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

（注）1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和40年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』」のチェックシート」（31ページ又は33ページ参照）を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（※）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（※）の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』」のチェックシート」（※）又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』」のチェックシート」（※）を併せて使用してください。

※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページに掲載しています。

#### 相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（42ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（38ページの（ロ）の（注2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。）を添付して提出しなければなりません。

#### 添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

（1）受贈者の氏名、生年月日  
（2）受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

（注）1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページをご覧ください。

#### Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。